

介護サービス事業所 管理者 各位

高松市介護保険課長

令和8年度のサービス提供体制強化加算の算定について（通知）

サービス提供体制強化加算（以下「本加算」という。）の算定要件にある職員の割合の算出については、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。以下同じ。）の平均値を用いることとなります。

つきましては、前年度の実績を確認し、令和8年度において本加算が算定できない場合又は区分の変更がある場合は、下記の届出を行ってください。ただし、引き続き本加算（区分の変更がない場合に限る。）を算定する場合は、届出を行う必要はありません。

なお、前年度の実績が6月に満たない事業所（新規又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとなります。その場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員割合について、毎月継続的に所定の割合を継続する必要があります。

記

1 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) サービス提供体制強化加算に関する届出書（勤務形態一覧表等必要な添付書類を含む。）
- (4) サービス提供体制強化加算計算表

2 提出期限

サービス種類（介護予防を含む。）	提出期限
訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 介護予防通所介護相当サービス	令和8年3月13日（金）必着 ※電子申請届出システムでの提出の場合は、令和8年3月15日（日）
短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	令和8年4月1日（水）必着

介護医療院	
-------	--

※ 本加算のほか、令和8年4月1日付で変更がある場合は、併せて提出してください。

### 3 その他

前年度の実績確認にあたり、高松市HPに参考様式(計算表)を掲載しておりますので、御利用ください。なお、計算表は①～⑦までありますが、算定する区分により使用するシートが異なりますので、御注意ください。

掲載場所：もっと高松 > 右上の検索窓で「介護サービス事業者の皆様へ」で検索 > 介護サービス事業者の皆様へ > 各種手続きについて(総合事業を含む。) > サービス提供体制強化加算の算定について

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service\\_jigyosha/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/index.html)

問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 健康福祉局 長寿福祉部 介護保険課 相談指導係

電話 (087) 839-2326 FAX (087) 839-2337